

千葉県告示第513号

介護保険法（平成9年法律第123号）75条第2項、法第82条第2項及び法第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止の届出がありましたので、同法第78条、第85条及び同法第115条の10の規定により告示します。

令和5年6月15日

千葉市長 神谷俊一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社さわやかケア・ホンマ	訪問看護ステーションホワイトエンジェル	千葉県花見川区犢橋町66-1 ホンマビル2階	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 4月1日
株式会社エターナルキャスト	エターナルケアおゆみ野ステーション	千葉県緑区おゆみ野中央6-48-4	居宅介護支援	令和5年 5月31日
株式会社さくらケア	さくらケアサービス	千葉県中央区生実町1944-7	居宅介護支援	令和5年 5月31日